

# I S M S 基本方針

2011年6月2日制定  
株式会社 シー・アール・シー  
代表取締役 大橋 春光

株式会社シー・アール・シーは、順法の精神と顧客企業との契約順守を基本に、資産（情報資産を含む）の安全性、信頼性確保に万全を期し、その期待に応えるためI S M S（情報セキュリティマネジメントシステム / I S O 2 7 0 0 1）基本方針を定めると共に推進体制を整え、社会に広く信頼される会社となるよう以下の適用範囲に情報セキュリティマネジメントシステムを構築する。

I S M S基本方針は、当社の情報セキュリティの根幹を成すもので、全ての資産、及びそれに関する全設備、更にこれらに接する全ての関係者を対象とし、その資産を利用する者はI S M S基本方針を順守しなければならない。

## 1. 定義

「情報セキュリティ」とは、「資産」の「機密性」、「完全性」、「可用性」を維持すること。

## 2. 適用範囲

【組織】：株式会社シー・アール・シー ソリューション事業部 沖縄支店(以下、当社)  
当社において受託した業務

【施設】：〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3 - 2 - 4 拓南ビル2F

【業務】：当社において受託した以下の業務が適用範囲となる。

コンピュータソフトウェアの開発・保守

ハードウェアの販売

その他附随するサービス

【資産】：上記の業務およびサービスにかかわる書類、データ、情報システム

## 3. 推進体制

当社は、情報セキュリティ対策を実施するため、代表取締役を経営責任者とした管理体制の下、情報セキュリティ統括管理責任者を任命し、情報セキュリティ委員会を設置し、活動に必要な資源、及び権限を与え推進する。

## 4. 資産の管理・保護

情報セキュリティ委員会は、当社が保有する資産を法令、及び当社の定める情報セキュリティに関連する規程に従い、管理しなければならない。

同委員会は、資産のリスクを評価する基準を確立し、適切な運用管理を行わなければならない。

## 5. 情報セキュリティインシデントの対応

情報セキュリティに関連するインシデント（事件・事故）が発生した場合、発見者は速やかに情報セキュリティ委員会ならびに情報セキュリティ統括管理責任者にその内容を報告しなければならない。

情報セキュリティ委員会ならびに情報セキュリティ統括管理責任者は、報告されたインシデントの影響範囲を即座に判断したのち、重大だと判断した場合は速やかに代表取締役へ報告しなければならない。

情報セキュリティに関するインシデント原因は分析され、必要に応じて再発防止策を講じなければならない。

## 6. 事業継続管理

情報セキュリティ委員会ならびに情報セキュリティ統括管理責任者は、自然災害やインシデント、および機器の故障等により、事業活動が中断・停止しないよう、適切な予防措置ならびに回復措置を講じるものとする。なお、インシデントが発生した場合は、これによる事業の中断を最小限に抑え、事業の継続性を確保しなければならない。

## 7. 教育

当社に勤務する全社員＜役員、正社員＞、契約社員、および協力会社社員（以下、全従業員という）は、職務に応じて必要な情報セキュリティの教育を定期的に受けなければならない。

## 8. 法令、及び契約上の要求事項の順守

全従業員は、情報セキュリティに関する法令やI S M Sに関連する規格、更には業務上取り交した契約書等の要求事項を順守しなければならない。

## 9. 社内の方針、規程類・ルールの順守

全従業員は、基本方針、および情報セキュリティに関する社内規程類・ルールを順守しなければならない。なお、違反する行為を行った全従業員は、その内容・程度に応じ、就業規則に基づく懲戒を受ける。

## 10. 周知

基本方針は、全従業員に対して周知徹底する。

## 11. レビュー（見直し）

情報セキュリティ委員会は、社会情勢・経営環境の変化などに照らし、少なくとも年1回は、基本方針を見直し、I S M Sの継続的改善を図るものとする。